

最高裁大法廷判決に対する熊本弁護団声明

本日7月3日、最高裁判所大法廷（戸倉三郎裁判長）は、裁判官の全員一致で、旧優生保護法により強制不妊手術を受けた被害者に対して国に損害賠償金の支払いを命じる判決、仙台の事件については高裁で被害者の請求を認めなかった判決は誤りであり損害についてさらに検討すべく高裁で審理をやり直すべきという判決をそれぞれ言い渡した。

判決は、特定の疾病や障害を有する者等を対象者とする不妊手術は、「立法当時の社会状況をいかに勘案したとしても正当とはいえないことは明らか」であり、「特定の個人に対して生殖能力の喪失という重大な犠牲を求める点において、個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反する」などとし、本人の同意を前提に優生上の見地から行われた不妊手術についても、「本人に同意を求めるということ自体が個人の尊厳と人格の尊重の精神に反し許されないのであって、これに応じてされた同意があることをもって当該不妊手術が強制にわたらないということとはできない」として、旧優生保護法が憲法13条、14条の定め違反していると明確に認定した。

手術の被害者たちは、子どもを作れない身体にされただけでなく、法律で「劣った子孫」として扱われた。このことが、障害のある人が今なお社会の中で差別される要因となった。

国はこれまで、優生手術を実施してきたことの責任を否定し続け、訴訟においても、手術を受けてから20年以上が経過していることを理由に除斥期間の適用を主張して争ってきた。

これに対し、判決は、本件において除斥期間の経過により請求権が消滅したものとすることは「著しく正義・公平の理念に反する」として、国が除斥期間の主張をすることは、信義則に反し、権利濫用として許されないとした。最高裁判所が、国による非人道的な人権侵害行為を直視し、人権保障の砦としての役割を果たしたものである。

本日の判決は、被害を受けた多くの人びとのうち、わずか11人について出されたものであるが、旧優生保護法と強制不妊手術が憲法に違反する人権の侵害であり、国は今なおその責任を取っていないことを明確に指摘した。この判決は、これまでに提訴していない者も含めて全ての被害者の被害回復を可能としたものであり、国は、最高裁判所の判断を重く受け止めるべきである。

熊本においても、2名の被害者が勇気を振り絞って声を上げ、訴訟を戦ってきた。熊本地方裁判所は、令和5年1月23日、国の責任を認め賠償を命じる判決を言い渡したが、国は控訴し、現在も福岡高等裁判所で訴訟が係属中である。そうした中、原告（被控訴人）の1人であった渡邊數美さんは、控訴審判決を目前にして、今年2月1日に亡くなった。勝訴判決の確定も、国による正式な謝罪も見ずに亡くなられた渡邊數美さんの思いを、国は厳粛に受け止め、その責任を果たすべきである。

私たち熊本弁護団も、全ての優生手術被害者の被害回復を実現するため、また、優生思想及び障害者に対する偏見差別の解消に向けて、引き続き、全力で活動する決意である。

以上

2024年 7月 3日

優生保護法賠償訴訟熊本弁護団